

(様式2)

処分基準（不利益処分関係）

	担当課	循環型社会推進課	検索番号	1-2
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	9の2の2-1、9の2の2-2	
不利益処分	一般廃棄物処理施設の許可の取消し			
(根拠規定)				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (許可の取消し)				
第九条の二の二 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該一般廃棄物処理施設に係る第八条第一項の許可を取り消さなければならない。				
一 第八条第一項の許可を受けた者が第七条第五項第四号イからルまでのいずれかに該当するに至ったとき。				
二 前条第一項第三号に該当し情状が特に重いとき、又は同項の規定による処分に違反したとき。				
三 不正の手段により第八条第一項の許可又は第九条第一項の変更の許可を受けたとき。				
2 都道府県知事は、前条第一項第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当するときは、当該一般廃棄物処理施設に係る第八条第一項の許可を取り消すことができる				
(処分基準)				
愛媛県廃棄物許可業者行政処分取扱要領 (行政処分を行う場合の原則)				
第3条 行政処分は、行政指導を行うだけでは、法の目的を達成できないと認められる場合に行うものとする。				
2 行政処分を行うに当たっては、営業の自由を十分に尊重し、何ら合理的な理由なく特定の者を差別的に取り扱い、又は不利益を及ぼすことのないようにするとともに、行政処分の内容は、違反行為の態様等に比例したものとしなければならない。				
(許可の取消しの基準)				
第4条 知事は、許可業者が別表第1各項のいずれかに該当する場合は、許可の取消しを行うものとする。				
(行政処分の軽減の特例)				
第7条 知事は、行政処分の決定に当たって、情状酌量すべき相当の事情その他知事が適当と認める特別の事由があるときは、第4条（別表第1 1から3の項を除く。）、第5条第1項又は前条第1項の規定にかかわらず、行政処分の内容を軽減することがある。				
2 前項の場合において、別表第2 2の項若しくは3の項又は別表第3 2の項若しくは3の項に掲げる違反行為等に対する行政処分の内容を軽減する場合は、それぞれ該当する項の次の項の右欄に掲げる日数を下回る日数を事業停止命令の期間とする軽減は、行わないものとする。				

(様式2)

処分基準（不利益処分関係）

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	9の2の2-1、9の2の2-2
不利益処分	一般廃棄物処理施設の許可の取消し		
別表第1（第4条、別表第2、別表第3関係） 許可の取消しの基準			
<ol style="list-style-type: none"><li>1 欠格条項に該当するに至ったとき。</li><li>2 事業停止命令に違反したとき。</li><li>3 使用停止命令に違反したとき。</li><li>4 次の各号のいずれかに該当する場合<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 法第8条第1項の規定に違反したとき。</li><li>(2) 法第9条第1項の規定に違反したとき。</li><li>(3) 法第9条の2第1項第1号、第2号又は第4号の規定に違反し、かつ改善が不可能であるとき。</li><li>(4) 法第9条の2の2第1項第3号の規定に違反したとき。</li><li>(5) 法第9条の5第1項の規定に違反したとき。</li><li>(6) 法第10条第1項の規定に違反し、又は未遂に終わったとき、若しくはその予備をしたとき。</li><li>(7) 法第12条第3項の規定に違反したとき。</li><li>(8) 法第12条第4項の規定に違反したとき。</li><li>(9) 法第12条の2第3項の規定に違反したとき。</li><li>(10) 法第12条の2第4項の規定に違反したとき。</li><li>(11) 法第14条第1項又は第6項の規定に違反したとき。</li><li>(12) 法第14条第13項又は第14項の規定に違反したとき。</li><li>(13) 法第14条の2第1項の規定に違反したとき。</li><li>(14) 法第14条の3第2号又は第3号の規定に違反し、かつ改善が不可能であるとき。</li><li>(15) 法第14条の3の2第1項第3号の規定に違反したとき。</li><li>(16) 法第14条の3の3の規定に違反したとき。</li><li>(17) 法第14条の4第1項又は第6項の規定に違反したとき。</li><li>(18) 法第14条の4第13項又は第14項の規定に違反したとき。</li><li>(19) 法第14条の5第1項の規定に違反したとき。</li><li>(20) 法第14条の6の規定に違反したとき。</li><li>(21) 法第14条の7の規定に違反したとき。</li><li>(22) 法第15条第1項の規定に違反したとき。</li><li>(23) 法第15条の2の5第1項の規定に違反したとき。</li><li>(24) 法第15条の2の6第1号、第2号又は第4号の規定に違反し、かつ改善が不可能であるとき。</li><li>(25) 法第15条の3第1項第3号の規定に違反したとき。</li><li>(26) 法第15条の4の規定に違反したとき。</li><li>(27) 法第15条の4の4第1項又は第4項の規定に違反したとき。</li></ol></li></ol>			

(様式2)

処分基準（不利益処分関係）

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	担当課	循環型社会推進課	検索番号	1-2
根拠条項		9の2の2-1、9の2の2-2			
不利益処分	一般廃棄物処理施設の許可の取消し				
<p>(28) 法第 15 条の4の6第1項の規定に違反し、又は未遂に終わったとき、若しくはその予備をしたとき。</p> <p>(29) 法第 16 条の規定に違反し、又は未遂に終わったとき。</p> <p>(30) 法第 16 条又は 16 条の2の規定に違反した罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をしたとき。</p> <p>(31) 法第 16 条の2の規定に違反し、又は未遂に終わったとき。</p> <p>(32) 法第 16 条の3の規定に違反したとき。</p> <p>(33) 法第 19 条の3の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(34) 法第 19 条の4第1項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(35) 法第 19 条の5第1項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(36) 法第 19 条の6第1項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>5 事業停止命令若しくは使用停止命令を受けた日から2年を経過しない者が、第5条第1項の規定による事業停止命令又は第6条第1項の規定による使用停止命令の対象となる違反行為をしたとき。</p> <p>6 前各項に掲げる場合のほか、違反行為の内容が特に悪質と認められるとき、又は生活環境の保全上重大な支障を生じる違反行為をしたとき。</p>					